

令和7年度 量子イノベーションパーク PR 業務委託
業務仕様書

1 目的

量子コンピューター技術の認知度向上と産業活用促進を目的として、広報活動を強化するため、ホームページ制作、関連書籍購入、パネル作成等を委託する。

2 業務内容

- (1) 量子イノベーションパーク公式ウェブサイトの作成
- ア 量子イノベーションパーク公式ウェブサイトの新規作成を行う。
 - イ ドメインは、<https://quantum-innovaiton-park.jp> とする。
 - ウ 標準的なブラウザ (Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari の最新バージョンでの閲覧を担保すること。
- ※SSL 対応等、社会実態に則した実装は必須とする。
- エ 一般的な検索エンジン (Yahoo!、Google など) に適切にインデックス、登録されるよう対策を行うこと。検索結果の上位に表示されるよう対策が為されるよう工夫すること。
 - オ ユーザー解析のためにアクセスログを取得できること。
 - カ 日本語でページを作成し、全てのページを PC 用レイアウト及びスマートフォン用レイアウトでの表示に対応するものとする。また、同様の内容にて英語版の HP を作成すること。なお、翻訳レベルについて、各種翻訳ソフトを使用することも可能とするが、各種翻訳ソフトを使用した場合でも正しい英語となっていることを人の目で確認・修正作業を実施すること。
 - キ イメージ部に動きのあるしつらえや、レイアウト、ページデザインとレスポンシブ WEB デザインに対応したわかりやすいページ構成にすること。
 - ク 提案資格確認結果通知後に提供する川崎市ホームページ作成ガイドライン及び川崎市ホームページアクセシビリティ対応基準書に準拠した内容であり、必要に応じてその対策を行うこと。
 - ケ 新規ホームページの構成、デザイン、レイアウトの提案を行うこと。
 - コ 受託者は、本仕様書に基づき構成・デザイン案を作成し、発注者に提案すること。委託者は受託者と協議のうえ、ウェブサイトの構成、デザイン、レイアウト等を決定する。
 - サ 量子技術の研究者や企業向けのページを作成すること。
 - シ 受託者だけでなく発注者がコンテンツ更新を行うことを想定し、専門知識がない者でも操作可能となるよう CMS の実装も併せて行うこと。コンテンツの更新が行いやすいページ構成とすること。
 - ス サーバは川崎市が管理するサーバを利用し、川崎市管理のサーバ上に、サイト構築す

ること。また、サーバ移築を可能にする技術体系を利用したサイト構築を行うこと。

セ 第三者からのサーバへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた場合は、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに発注者へ報告すること。その為の技術的手法を実装すること。その他本システムにおいて必要と考えられる対策を講じること。

ソ 受託者は、本業務の履行に当たり、川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程、川崎市情報セキュリティ基準に準じた対策を取ること。

タ サイト運用、情報発信にかかるアカウント及びパスワードはすべて、発注者と受託者双方で共有する。アカウント及びパスワードは原則として、発注者が作成し、受託者にその情報を提供するものとするが、受託者が作成する場合には事前に発注者の承諾を得ること。また、パスワードの変更は原則として発注者のみが行うものとし、受託者が業務上変更を必要とする場合は発注者の承諾を得たうえで変更すること。

チ ホームページに掲載する内容は本市と協議を行い、決定するものとするが、現時点では、概ね次の内容を想定している。

(ア) 新川崎・創造のもりにおける機能更新の内容へのリンク

それぞれの施策のバナーライストを制作するなど、よりわかりやすく見やすいページに改変する。

(イ) 川崎市が主催する各量子関連イベントの情報

川崎市が主催する量子に関連するイベントや川崎市に関係する量子に関連する「ニュース」「イベント」の情報を掲載すること。

(ウ) 量子関連書籍の情報

中学生、高校生、大学生・社会人向けの3パターンの量子関連に関する書籍の紹介ページを作成し、情報を掲載すること。

(エ) 受託者が作成するページ数

本委託では、トップページとともにサブページ5ページ程度、合計6ページ程度のウェブページを作成すること（作成する6ページには、上記の「量子技術の研究者や企業向けのページ」や「量子関連書籍のページ」も含みます）。

(3) 書籍の購入について

ア 研究者や大学の講師等へヒアリングを行い、中学生、高校生、大学生・社会人向けの3パターンの量子関連に関する書籍を調査し、各パターン5種類程度購入すること。書籍の購入数は各書籍3冊ずつとする。

イ 購入した書籍は、公式ウェブサイトにて特設ページを作成し、宣伝を行うとともに、図書館やかわさき新産業創造センター等にて、展示を行う際のポップ作成を行うこと。

(4) パネル等の作成

- ア 小規模会場を想定したパネル展示を行うにあたり、量子技術及び量子コンピュータ一並びに量子イノベーションパーク等をテーマとしたパネルボードを作成すること。
- イ デザインは A0 サイズでの展示を想定したものとし、印刷用データは CMYK カラーモードで作成すること。また、画像や図版は 300dpi 以上とし、拡大時に画質が劣化しないよう留意すること。
- ウ フォントは読みやすさを重視し、過度な装飾フォントは避けること。
- エ パネルボードの枚数は 6～8 枚程度とし、データ及び印刷した A0 サイズの紙媒体を 3 部納品すること。
- オ 作成したパネルは市が指定する本数の展示用イーゼルも併せて、納品を行うこと。

(5) タペストリーの作成

- ア 量子イノベーションパークを宣伝するためのタペストリーを 2 点作成し、納品すること。
- イ タペストリーのサイズは概ね横 800 mm、高さ 2000 mm 程度とし、自立型とすること。
- ウ デザインは汎用性があるデザインとし、継続的な使用が可能なものとすること。
- エ タペストリーはイベント等で使用することを想定していることから、持ち運び用の袋など周辺物品も併せて調達すること。

(6) バックパネルの作成について

- ア 川崎市が主催する量子関連イベントにおいて、汎用的な仕様が可能なバックパネルを 1 点作成し、納品すること。
- イ バックパネルのサイズは概ね横 3000 mm、高さ 2200 mm 程度とし、自立型とすること。
- ウ デザインは汎用性があるデザインとし、継続的な使用が可能なものとすること。
- エ バックパネルはイベント等で使用することを想定していることから、持ち運び用の袋など周辺物品も併せて調達すること。

(7) イベント T シャツの作成について

- ア 量子関連イベントにおけるスタッフの着用及びイベント参加者への配布を目的としたイベント専用の T シャツを 50 点作成し、納品すること。
- イ T シャツのデザインは 3 案程度作成することとし、デザインや素材等は市と協議の上、決定すること。

3 機密に属する情報の保護等及び成果物の著作権について

本市から貸与する機密に属する情報については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報

のみを処理することとすること。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX等漏洩の危険が大きい方法での送達を厳に認めない。

(1) 秘密保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た機密に属する情報を、受託者の担当外部部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料・データに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。

イ 受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

(2) 複写複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与品等を、本市の許諾なくして複写又は複製してはならない。

(3) 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

(4) 事故発生時における報告義務

受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、契約目的物の作成のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における本市の検査終了後にすべてを消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかにすべてを消去すること。

(6) 成果物の著作権等

ア 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

イ 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作者人格権が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。

ウ 成果物が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。

- (1) 本仕様に定める業務に係る機器、消耗品等に係る実費経費のほか、業務に要する打合せ費用などもすべて契約代金に含まれるものとする。
- (2) 本業務に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 成果物の引き渡し後に不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補足修正を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。